

毎週火・金曜日発行

# 秋田県公報

## 目 次

- 規 則
  - 秋田県財務規則の一部を改正する規則(三八・財政課)
  - 訓 令
    - 秋田県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令(九・人事課)

## 規 則

秋田県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年四月一日

秋田県知事 寺 田 典 城

### 秋田県規則第三十八号

秋田県財務規則の一部を改正する規則

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号の表(十)の項中「第八十五条第二項第四号から第八号」を「第八十五条第二項第五号から第十号」に改め、「食糧費」の下に「(別に定めるものに限る。)」を加え、同表(五)の項中「三、〇〇〇万円以上」の下に「(変更にあつては、

一件の金額三、〇〇〇万円以上で増減額が三〇〇万円以上)」を、「三、〇〇〇万円未満」の下に「(変更にあつては、一件の金額三、〇〇〇万円以上で増減額が三〇〇万円未満)」を加え、同表(六)の項中「第八号」を「第十号」に改め、同表の備考第一号中「農地整備課」を「農山村振興課」に、「農地計画課長専決事項」を「農地整備課長専決事項」に改め、同条第一項第七号(一)中「(次号及び第九号に掲げるものを除く。)」を削り、同項中第八号及び第九号を削り、第十号を第八号とする。

第五条第一号の表(六)の項及び(七)の項中「以外」の下に「一件の金額一〇〇万円以

上」を加える。  
 第七条第一項第三号中「の物品の購入」の下に「(東京事務所における物品の購入を除く。)」を加える。

第八条の二第六項の表中

公文書館、東京事務所、衛生科学研究所、職業能力開発校	総務課長
健康福祉センター、福祉事務所、保健所、建設事務所	総務企画課長
総合農林事務所	農務課長

を

東京事務所、職業能力開発建設事務、合教育センター、埋蔵文化	健康福祉センター、保健所
-------------------------------	--------------

に改める。

所、職 発校、 所、総 センター、 財セン	総務課長
センタ 事務所、 事務所	総務企画課長

第八条の三第一項中「総務課長」を「総務班長」に改め、同条第二項の表中

京事務所総務課長、健康 社センター総務企画課長、 社事務所総務企画課長、 健所総務企画課長、総合 林事務所農務課長、農業 験場企画管理部長、畜産 験場管理部長、水産振興 ンター企画管理部長、森 技術センター企画管理部 、工業技術センター企画 長、建設事務所総務企画 長	総務班長
---	------

を

東京事務所総務課長、健康 福祉センター総務企画課長、 福祉事務所総務企画課長、 保健所総務企画課長、農業 試験場企画管理部長、畜産 試験場管理部長、水産振興 センター企画管理部長、森 林技術センター企画管理部 長、工業技術センター企画 室長、建設事務所総務課長	総務班長
---	------

課室長林セ試

高度技術研究所総務管理課 長	高度技術 研究所次 長
-------------------	-------------------

を

高度技術研究所総務管 長	図書館総務班長、近代 館総務班長、博物館総 長
-----------------	-------------------------------

果樹試

美術 務班	副館長	理課 高度技術 研究所次 長
----------	-----	-------------------------

に

公文書館総務課長、衛生科 学研究所総務課長、果樹試 験場管理部長、職業能力開 発校総務課長、総務班長 (地方部県民室、県立大学 本莊事務室、県立大学大潟 事務室、太平療育園、総合 生活文化会館の総務班長を 除く。)	地方公所 の長
---	------------

を

能力開 教育セ 蔵文化 総務班 県立大 大学大 園、総 書館、 の総務
---

験場管理部長、職業 発校総務課長、総合 ンター総務課長、理 財センター総務課長、 長(地方部県民室、 学本莊事務室、県立 潟事務室、太平療育 合生活文化会館、図 近代美術館、博物館 班長を除く。)	地方公所 の長
---	------------

に改める。

第十条第二項第一号中「食糧費」の下に、「(別に定めるものを除く。)(」を加える。  
第十三条第三号の表総務部の項中「総務課」を「情報公開課」に改め、同表県議会  
の項の次に次のように加える。

警察本部	総務課に属する職 員のうちから知事 が命ずる者	行政文書の写し又は行政文書を複写したものの 写しを交付するときに徴収する現金の収納(指 定金融機関への払込みを含む。)(に係る出納局 会計課長の職にある出納員の事務
------	-------------------------------	---

出納局

第十二条第四号の表中

部 局	を	部 局
--------	---	--------

財課に属する課長、上席幹、主幹及び副主幹以外職員（現業職員を除く。）

庶務担当主査の職にある者は、当該課に属する物品に係る管財課長の職にある出納員の事務

を

（主に管

財課にあつては、管財課属する課長、上席主幹、幹及び副主幹以外の職員現業職員を除く。）

庶務担当主査の職にある者（庶務担当主査を置かない場合にあつては、職員のうち知事が命ずる者）は、管財課に属する物品に係る管財課長の職にある出納員の事務

に、

に、

の主管

を

管財課の庶務担当主査以外の庶務担当主査の職にある者（庶務担当主査を置かない場合にあつては、庶務を担当する上席主幹、主幹又は副主幹の職にある者）及び県議会事務局総務課広報資料室に属する職員のうちから知事が命ずる者

各部局の課に属する物品に係る管財課長の職にある出納員の事務（県議会事務局総務課広報資料室にあつては、県議会図書室に属する図書にかかる管財課長の職にある出納員の事務）

管財課以外にあつては、庶務担当主査の職にある者（庶務担当主査を置かない場合にあつては、庶務を担当する上席主幹、主幹又は副主幹の職にある者）及び職員のうちから知事が命ずる者

各部局の課に属する物品に係る管財課長の職にある出納員の事務

に改め

る。

第十四条中「出納長及び出納員に対する協議を経た」を削る。

第七十二条第一項第一号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、(四)を(三)とし、同項第二号(六)中「県営住宅等使用料」を「県営住宅使用料」に改め、「入居者敷金」の下に「並びに県営住宅駐車場使用料」を加える。

第八十五条第二項第十号を第十二号とし、第九号を第十一号とし、第八号を削り、第七号を第十号とし、第六号を第九号とし、第五号の二を第七号とし、同号の次に次の一号を加える。

八 第七十二条（見積書の徴収）第二項第二号及び第三号の規定により見積書の徴収を省略するものの経費

第八十五条第二項第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 旅費

第八十五条第三項中「次の各号に掲げるもの」を「集中調達機関に購入を依頼する物品」に、「それぞれ当該各号に定める書類」を「物品要求伝票」に改め、同項各号を削る。

第九十三条第五号中「基づく」を「基づき支給する」に、「就学奨励費補助金」を「就学奨励費」に改める。

第九十八条中「旅費請求書又は旅費追給請求書」を「旅費計算書兼請求書又は旅費計算書兼変更請求書」に改める。

第一百一条第二項中「旅行命令簿又は旅行依頼簿」を「支出負担行為何兼支出命令書」に、「精算書兼返納命令書」を「旅費計算書兼変更請求書及び返納命令書」に改め、同条第三項を削る。

第一百七十七条第三号中「、幼児・養護教育課長、高校教育課長」を削る。



	世 市	

に改め、同様式(2)を次のように改める。

支出負担行為伺兼支出命令書2)

A4判

支出負担行為伺兼支出命令書 (給与)						支出命令番号	
年度	年度	会計					
決裁 区分	発議	年	月	日	所属	TEL	
	決議	年	月	日			
起案者 職氏名	①				出 納 執 行		
支出命令年月日		年 月 日		款			
予算種別				項			
出 納				目			
事業区分				事業			
再配当元所属				内訳			
配当(再配当) 予算残額	執行前			金 額			
	執行後						
内 訳	控 除 額						
	口座振替額						
債 権 者 (資金前渡職員)	債権者番号		郵便番号				
	住 所						
	氏 名						
口 座	金融機関 預金種別	口座番号		口座名義人名			
理 由							
年 月分の		として資金前渡職員に支払ってください。			支払予定日	年	月 日
		年 月 日					
課(所)長名				①			

様式第八十三号の二(3)中

裁 分 決 区	発議	年 月 日	所 属	起 案 者 職 氏 名
	決議	年 月 日		

執 行		

に改め、同様式に次のように加える。

支 出 命 令	出 納	

裁 分 決 区	発議	年 月 日	所 属	TEL
	決議	年 月 日		
起 案 者 職 氏 名				出 納

を

TEL	
執 行	

支出負担行為何兼支出命令書(6)

A 4 判

支出負担行為何兼支出命令書(旅費)										支出命令番号	
年度	年度	会計									
決裁 区分	発議	年	月	日	所属						
	決議	年	月	日							
起案者 職氏名						出 納 執 行					
支出命令年月日		年	月	日	款						
予 算 種 別					項						
出 納					目						
事 業 区 分					事業						
再配当元所属					内訳						
支出の方法					節						
債務負担行為番号					付記						
支払予定年月日	年	月	日	旅行者数	延行程数						
配当(再配当) 予 算 残 額	執行前				金 額						
	執行後										
債 権 者	債権者番号		郵便番号								
	住 所										
	氏 名										
精算確認印											
請求年月日	年	月	日	支払方法名							
口 座	金融機関 預金種別	口座番号		口座名義人名							
整 理 番 号											

様式第八十七号の二(1)を次のように改める。

様式第87号の2 旅費請求書1(第87条)

A4判

旅費計算書兼概算(精算)請求書										整理番号	
年度	年度	会計									
所属				請求年月日	年 月 日						
旅行者所属 (住所) 職名 氏名	職務の級 行政職 相当級 TEL 旅行者番号							旅行者印			
口座	金融機関 預金種別	口座番号		口座名義人							
用務内容											
旅行者数 人 延行程数 行程	調 整										
予算種別				款別							
出納				項							
事業区分				目							
再配当元所属				事業							
支出の方法				内訳							
債務負担行為番号				節							
				付記							
配当(再配当)		執行前		金額							
予算残額		執行後									
行程	旅行年月日	年 月 日	移動手段	宿泊数	日						
	出発地 經由地 到着地										
	運賃	賃	km	円	急行料金	円	日当	円			
	バス賃	賃	km	円	特別車両料金	円	宿泊料	円			
	摘要										
行程	旅行年月日	年 月 日	移動手段	宿泊数	日						
	出発地 經由地 到着地										
	運賃	賃	km	円	急行料金	円	日当	円			
	バス賃	賃	km	円	特別車両料金	円	宿泊料	円			
	摘要										
行程	旅行年月日	年 月 日	移動手段	宿泊数	日						
	出発地 經由地 到着地										
	運賃	賃	km	円	急行料金	円	日当	円			
	バス賃	賃	km	円	特別車両料金	円	宿泊料	円			
	摘要										

様式第八十七号の二(2)を次のように改める。

旅費請求書2)

A4判

旅費計算書兼概算(精算)請求書(赴任)						整理番号	
年度	年度	会計					
所属				請求年月日	年	月	日
旅行者新所属 旅行者旧所属 職名 氏名	職務の級 行政職 相当級 TEL 旅行者番号					旅行者印	
口座	金融機関 預金種別	口座番号	口座名義人				
発令年月日	年	月	日	赴任年月日	年	月	日
旅行者数 人 延行程数 行程	調 整						
予算種別				款			
出納				項			
事業区分				目			
再配当元所属				事業			
支出の方法				内訳			
債務負担行為番号				節			
				付記			
配当(再配当) 予算残額	執行前			金 額			
	執行後						

出頭旅費

行	旅行年月日	年	月	日	移動手段	宿泊数	日		
	出発地 経由地 到着地								
	運賃	賃	km	円	急行料金	円	日当	円	
	車賃	賃	km	円	特別車両料金	円	宿泊料	円	
バス	賃	km	円	加算額	円	その他	円		
摘要									
行	旅行年月日	年	月	日	移動手段	宿泊数	日		
	出発地 経由地 到着地								
	運賃	賃	km	円	急行料金	円	日当	円	
	車賃	賃	km	円	特別車両料金	円	宿泊料	円	
バス	賃	km	円	加算額	円	その他	円		
摘要									
行	旅行年月日	年	月	日	移動手段	宿泊数	日		
	出発地 経由地 到着地								
	運賃	賃	km	円	急行料金	円	日当	円	
	車賃	賃	km	円	特別車両料金	円	宿泊料	円	
バス	賃	km	円	加算額	円	その他	円		
摘要									

A 4 判

出頭旅費							整理番号	
行	旅行年月日	移動手段	宿泊数					
	年 月 日		日					
	出発地	經由地						
	到着地							
程	運賃	km	円	急行料金	円	日当	円	
	車賃	km	円	特別車両料金	円	宿泊料	円	
	バス賃	km	円	加算額	円	その他	円	
	摘要							
行	旅行年月日	移動手段	宿泊数					
	年 月 日		日					
	出発地	經由地						
	到着地							
程	運賃	km	円	急行料金	円	日当	円	
	車賃	km	円	特別車両料金	円	宿泊料	円	
	バス賃	km	円	加算額	円	その他	円	
	摘要							
行	旅行年月日	移動手段	宿泊数					
	年 月 日		日					
	出発地	經由地						
	到着地							
程	運賃	km	円	急行料金	円	日当	円	
	車賃	km	円	特別車両料金	円	宿泊料	円	
	バス賃	km	円	加算額	円	その他	円	
	摘要							
							合 計	円
移転旅費								
行	旅行年月日	移動手段	宿泊数					
	年 月 日		日					
	出発地	經由地						
	到着地							
程	運賃	km	円	急行料金	円	日当	円	
	車賃	km	円	特別車両料金	円	宿泊料	円	
	バス賃	km	円	加算額	円	その他	円	
	摘要							
行	旅行年月日	移動手段	宿泊数					
	年 月 日		日					
	出発地	經由地						
	到着地							
程	運賃	km	円	急行料金	円	日当	円	
	車賃	km	円	特別車両料金	円	宿泊料	円	
	バス賃	km	円	加算額	円	その他	円	
	摘要							
路 程	km	移転料支給額	円					
着後手当								
日 当	宿 泊 料	合 計						
日	夜	円						
扶養親族の移転料								
年齢区分	運賃	車賃	バス賃	加算額	日 当	宿泊料	着後手当	その他
12歳以上	km	km	km					
人	円	円	円	円	円	円	円	円
6歳以上12歳未満	km	km	km					
人	円	円	円	円	円	円	円	円
6歳以上	km	km	km					
人	円	円	円	円	円	円	円	円
							合 計	円

様式第八十七号の二(3)を次のように改める。

旅費請求書 3)

A 4 判

旅費計算書兼変更請求書 (普通)										整理番号		
年度	年度	会計										
所属								請求年月日	年	月	日	
旅行者所属 (住所) 職 名 氏 名	職務の級 行政職 相当級 TEL 旅行者番号							旅行者印	精算確認印			
	口 座	金融機関 預金種別	口座番号	口座名義人								
用務内容												
旅行者数	調	元整理番号										
延行程数	人											
行程	整											
予 算 種 別								款				
出 納								項				
事 業 区 分								目				
再配当元所属								事業				
支出の方法								内訳				
債務負担行為番号								節				
							付記					
支 給 済 額							追 給 額					
精 算 額												
予 算 残 額			執 行 前				執 行 後					
行	旅行年月日			移動手段	宿 泊 数							
	年 月 日											
	出発地 經由地 到着地											
	運 賃	賃	km	円	急 行 料 金	円	日 当	円	運 賃	賃	km	円
車 賃	賃	km	円	特別車両料金	円	宿 泊 料	円	バ ス 賃	賃	km	円	
			加 算 額			円	そ の 他					
摘要												
行	旅行年月日			移動手段	宿 泊 数							
	年 月 日											
	出発地 經由地 到着地											
	運 賃	賃	km	円	急 行 料 金	円	日 当	円	運 賃	賃	km	円
車 賃	賃	km	円	特別車両料金	円	宿 泊 料	円	バ ス 賃	賃	km	円	
			加 算 額			円	そ の 他					
摘要												
行	旅行年月日			移動手段	宿 泊 数							
	年 月 日											
	出発地 經由地 到着地											
	運 賃	賃	km	円	急 行 料 金	円	日 当	円	運 賃	賃	km	円
車 賃	賃	km	円	特別車両料金	円	宿 泊 料	円	バ ス 賃	賃	km	円	
			加 算 額			円	そ の 他					
摘要												

様式第二百二十七号の二及び様式第四百十二号中「B4」を「A4」に改める。  
 様式第四百十四号(2)中

用 紙 罫	用 紙 罫

議 議 罫	対 談 罫	議 議 罫	議 議 罫

に改める。

様式第四百十六号の2(1)及び(2)、様式第二百九十号(1)から(5)まで及び様式第二百九十二号(2)中「B4」を「A4」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の二第二百七十五号の次に三号を加える改定規定は、平成十四年六月一日から施行する。
- 2 平成十三年度の予算及び決算に係る財務に関する手続については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の秋田県財務規則に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓 令

秋田県訓令第九号

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関

秋田県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十四年四月一日

秋田県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令  
 秋田県職員被服貸与規程(昭和四十三年秋田県訓令第一号)の一部を次のように改正する。

秋田県知事 寺 田 典 城

別表第一第一号中

ゴ ム 長 靴	合 服	
	下	上
—	—	—
—	二	二

を

ゴ ム 長 靴
—
—

に改め、同表第八号中「看護婦」を「看護師」に改め、同表第十二号中

栄

養 士

女		
白 衣	三 角 布	エ プ ロ ン
二	二	二
—	—	—

を

栄

養 士

白 衣	三 角 布	エ プ ロ ン
—	—	—
—	—	—

に改め、同

七号中「助産婦」を「助産師」に改め、同表第十九号中「前号に該当する者を除く。」を削り、同表第二十四号中「農業」を「農業及び果樹」に改め、同表中第二十五号を

作業服		エプロン	冬服		夏服		
下	上		下	上	下	上	
—	—	—	—	—	—	—	
三	三	—	三	—	—	—	
地域保健業務に従事する者に限る。							

に改め、同表第十

表第十六号中「保健婦」を「保健師」に、

エプロン	予防衣	冬服		夏服	
		下	上	下	上
—	—	—	—	—	二
—	三	三	三	三	二

作業服	
下	上
—	—
三	三
地域保健業務に従事する者に限る。	

表第四十三号中

その他の者		作業服	
下	上	下	上
—	—	—	—
二	二	二	二

を

十八号を第二十七号とし、第二十九号から第四十二号までを一号ずつ繰り上げ、同

--

を

に改め、同号を同表第二十六号とし、同表中第二

削り、第二十六号を第二十五号とし、同表第二十七号中

	獣医師である者に限る。	
--	-------------	--

一	一
二	二

表第四十二号とし、同表第四十四号中

その他の者					
保 安 靴	保 安 帽	ゴ ム 長 靴	雨 衣	作業服	
				下	上
一	一	一	一	一	一
三	三	一	二	二	二
林務関連事業に係る業務に従事する者に限る。 下水処理施設維持管理業務に従事する者に限る。			農政関連事業に係る業務に従事する者に限る。		

公害の調査及び検査の 環 境 セ ン タ ー				
ゴ ム 手 袋	ゴ ム 長 靴	白 衣	作業服	
			下	上

公害の調査及び検査の業務 に従事する者				
ゴ ム 手 袋	ゴ ム 長 靴	白 衣	作業服	
			下	上

に改め、同号を同

一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	二	二	三	一	一	一	二	二
				試料採取業務に従事する者に限る。					

一	一	二
一	一	一
業務に従事する者		

を

に改め、同号を同表第四十三号とし、同表第四十

その他の機関				雨 衣
ゴ ム 手 袋	ゴ ム 長 靴	作業服		
		下	上	

雨 衣	キャ ラバ ン靴	ゴ ム長 靴
--------	----------------	--------------

別表第二第五号中

保 安 帽	雨 衣	キャ ラバ ン靴	ゴ ム長 靴
-------------	--------	----------------	--------------

を同表第四十四号とし、同表中第四十六号を第四十五号とし、第四十七号から第五十号までを一号ずつ繰り上げる。

五号中

	捕獲作業に従事する者に 限る。	
--	--------------------	--

を

--	--	--

に改め、同号

に改め、同表第九号中

特長	雨
----	---

を

この訓令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則

の飼養業務用

に改め、同表第二十三号を削る。

前 掛 け	乳 衣	ゴ ム 靴	衣
-------------	--------	-------------	---

を

保 安 靴	防 寒 衣	保 安 帽
公害、廃棄物調査用		

防 寒 衣	ゴ ム前 掛 け	搾 乳 衣	特 長 ゴ ム 靴	雨 衣
畜産試験場				

ゴ ム	搾
--------	---

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(0862)8766 F A X(0863)0005  
E-mail:matsubara@matsubarainatsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄